

第3期 福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）の概要

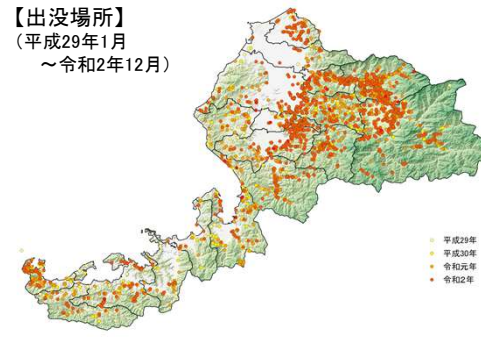
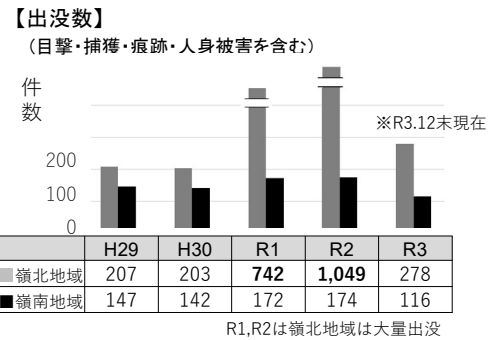
○本県のツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、人身被害を防止するため、年間捕獲上限数を設定した「第3期ツキノワグマ保護計画」を作成
 ○近年、集落や里山等での出没数が増加しており、里山にクマが恒常的に生息している可能性があり、嶺北地域では令和元年、2年の秋に大量出没により人身被害が顕著に増加したことから、嶺北地域、嶺南地域ともに、年間捕獲上限数を推定生息数の15%として、県全体で年間捕獲上限数を106頭から156頭に引き上げ、人身被害防止を図る

1 計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

2 本県のツキノワグマを取り巻く状況

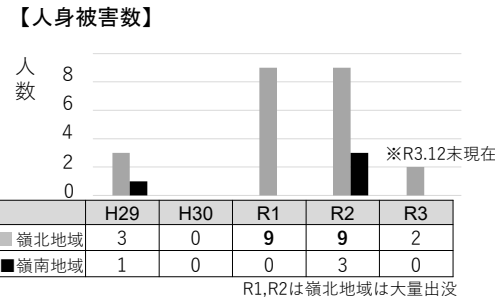
(1) 出沒・捕獲・被害の状況



【捕殺数と錯誤捕殺数】

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕殺数 (嶺北地域)	51	81	146	170	91
うち錯誤捕殺数	45	68	110	131	85
捕殺数 (嶺南地域)	29	60	47	31	17
うち錯誤捕殺数	27	55	39	17	13

※R3.12未現在



(2) 推定生息数

・嶺北地域、嶺南地域ともに個体数は増加傾向

地域個体群	推定生息数		増減 (H27/R1・R2)
	H27調査	R1・R2調査	
白山・奥美濃地域個体群 (嶺北地域、石川県、および富山県・岐阜県・滋賀県・滋賀県の一部)	およそ 2,400頭	およそ 2,780頭	およそ +380頭 (16%増)
うち嶺北地域	760頭	800頭	+40頭 (5%増)
北近畿東部地域個体群 (嶺南地域、京都府・滋賀県の一部)	およそ 490頭	およそ 990頭	+500頭 (100%増)
うち嶺南地域	190頭	240頭	+50頭 (26%増)
福井県合計	950頭	1,040頭	+90頭 (9%増)

3 捕獲に関する事項

(1) 年間捕獲上限数

区域	年間の捕獲上限数 ※放獣数を除く	
	現状	第3期計画
嶺北地域	推定生息数の12% 91頭 (760頭×12%)	推定生息数の15% 120頭 (800頭×15%) [+29頭]
嶺南地域	推定生息数の8% 15頭 (190頭×8%)	推定生息数の15% 36頭 (240頭×15%) [+21頭]
合計	106頭	156頭 [+50頭]

(2) 移動放獣と錯誤捕獲の防止

- ・ツキノワグマの保護の観点から、奥山への移動放獣に努める
- ・クマの錯誤捕獲防止に向けた、改良型くりわなの使用の普及

4 生息地の保護・整備に関する事項及び被害防除・出沒抑制対策

(1) ゾーニング管理

- ・奥山、里山、集落等のゾーニングを行い、人とクマの棲み分けによる被害対策

(2) 被害防除・出沒抑制対策

- ・集落内へクマを誘引する放置された果樹の伐採、適切な管理等の促進
- ・山際の刈り払い、除間伐、草刈りによる、見通しの確保
- ・「ツキノワグマ人身被害防止対策アドバイザー」を派遣し、市町や地域住民を現地で支援
- ④ 県、市町や猟友会、警察等が連携した出沒の対応訓練の実施
- ④ 銃による捕獲の担い手の育成・確保(猟銃の取得者の促進、研修・セミナーの開催)

5 その他の必要な事項

- ・県による計画の進捗管理のもと、県、市町、猟友会、警察等の関係機関による情報共有を図り、地域住民への情報提供や、捕獲等による地域住民の安心と安全確保を進める。
- ・モニタリング調査の実施 (生息数推定、秋の出沒予測、出沒情報収集等)
- ・捕獲上限に関わらず、人に危害が及ぶ場合は、人命を最優先とした駆除を実施